

令和5年5月26日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年（ネ）第2783号 第二次世界大戦戦没者合祀絶止等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成25年（ワ）第27808号）

口頭弁論の終結の日 令和5年1月17日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

（略称は原判決の例による。）

第1 控訴の趣旨

別紙「控訴の趣旨」記載のとおり

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 控訴人らは、いずれも大韓民国（韓国）の国籍を有する者であり、別紙「戦没犠牲者及び控訴人目録」の「犠牲者氏名」欄記載の第二次世界大戦における各戦没者（本件各被合祀者）の遺族である。

(2)ア 控訴人らは、①被控訴人国が被控訴人靖國神社に本件各被合祀者の情報を提供した行為（本件情報提供行為）並びに②被控訴人靖國神社が提供された情報に基づいて本件各被合祀者を合祀した行為（本件各合祀行為）及び現在に至るまでこれを継続している行為（本件各合祀継続行為）について、控訴人らの人格権、名誉権等の法的利益を侵害するものであり、控訴人らに対する共同不法行為又は単独の不法行為若しくは国家賠償法上の違法行為に当たるなどと主張した上で、次の請求をした。

イ 控訴人らの被控訴人靖國神社に対する請求

(ア) ⑦人格権に基づく妨害排除請求又は⑧名誉毀損を理由とする原状回復請求
⑨被控訴人靖國神社が所有し、管理する霊壘簿、祭神簿及び祭神名票（霊壘簿等）からの本件各被合祀者に関する記載の削除、⑩謝罪文の交付並びに⑪謝罪広告の掲載を求める。

(イ) 不法行為に基づく損害賠償請求

慰謝料1円及びこれに対する平成26年4月15日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

ウ 控訴人 A、同 B、同 C、同 D 及び同 E（別紙「戦没犠牲者及び控訴人目録」の「番号」欄20、23、25、26及び27の控訴人ら。以下、これら5名の控訴人を「控訴人20から27まで」という。）の被控訴人国に対する請求

(ア) ⑦人格権に基づく妨害排除請求又は⑧名誉毀損を理由とする原状回復請求
⑨本件各被合祀者についての事実情報の提供告知の撤回の宣明、⑩謝罪文の交付及び⑪謝罪広告の掲載を求める。

(イ) ⑦本件各被合祀者の遺骨（本件各遺骨）の所有権に基づく請求、⑧在軍関係に付随する義務（遺骨伝達等事業における本件各遺骨の所在場所の調査義務）の履行請求、⑨人格権に基づく妨害排除請求又は⑩戦前の植民地支配に基づく不法行為責任に基づく原状回復請求

本件各遺骨の所在場所の調査及びその引渡しを求める。

(ウ) ⑧在軍関係に付随する義務の履行請求又は⑨人格権（自らの意思に基づいて近親者の慰霊、追悼等をする権利）に基づく妨害排除請求

本件各被合祀者に関する戦死の事実の報告を求める。

(エ) ア記載の権利侵害に加え、本件各遺骨の調査・引渡義務の懈怠による所有権侵害及び戦死通知義務の懈怠が加害行為に当たることを理由とする国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

慰謝料1円及びこれに対する平成26年4月16日（訴状送達の日翌日）から支払済みまでイ(イ)と同様の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(3) 原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが請求の認容を求めて控訴した。

なお、第一審原告 F 及び同 G は控訴せず、第一審原告 H 及び同 I は控訴を取り下げたことから、これら4名の第一審原告らについては、原判決が確定した。

2 当事者の主張等

前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2から4までに記載のとおりであるから、これを引用する（第一審原告 F 、同 G 、同 H 及び同 I のみに関する部分を除く。なお、引用に係る「原告20ないし27」は、「控訴人20から27まで」（控訴人 A 、同 B 、同 C 、同 D 及び同 E ）を意味する（第3において同じ。）。）。

(1) 14頁9行目の「されている」の次に「（霊璽簿について、控訴人らは、招魂祭によってこれに一時的に祭神が憑依し、その後、神霊は被控訴人靖國神社の神体である剣・鏡に移されるから、一種の記録的簿冊であると主張している。）」を加える。

(2) 17頁25行目の末尾に改行して以下を加え、26行目の「そして、」を削除する。

「被控訴人らの行為の違法性は、以下の諸点に基づいて判断すべきである。

a 本件の本質を明らかにする客観的事実が確定されるべきであること

後に述べる事実（引用に係る原判決の「事実及び理由」中の第2の4(2)ア(イ)aの①から⑭まで）は、日本人兵士のみならず控訴人らの父・兄をも合祀してきた被控訴人靖國神社の性格・機能、戦前の韓国併合による朝鮮人に対する人権侵害、控訴人らの被控訴人靖國神社に対する憎悪感情等が示す本件の本質を明らかにするため

の必須の前提であり、まずはこれらが客観的事実として確定されるべきである。

b 相関関係説による判断が妥当すること」

(3) 18頁14行目の末尾に改行して以下を加える。

「 c. 保護法益の拡大・多様化を踏まえた判断が必要であること

近時の不法行為法分野における保護法益の拡大・多様化（個人の感情や感覚に依存する主観的な利益や自己決定権のほか、ある種の期待又は信頼も、事実関係いかんによっては法的保護の対象となる。）の流れに鑑み、憲法を頂点とする法秩序及び国際人道法等による法秩序において、控訴人らの主張する利益が民法709条等による法的保護を受け得るものであるか否かを検討すべきである。

受忍限度論の見地からしても、本件各合祀行為等が控訴人らにもたらした結果は、受忍限度を超えている。」

(4) 18頁26行目の「戦没者を」の次に「英霊として」を加え、19頁5行目の「行われ」を「行われた」に改め、19行目の末尾に改行して以下を加える。

「 以上の事実が示すとおり、被控訴人靖國神社は、天皇に服従しない内外の敵と戦った将兵を英霊として祀ることを教義とし、天皇制確立後は植民地支配のための軍事行動における戦没者を英霊として祀り（独立闘争等に対する討伐行動における戦没者も合祀された。）、国民の戦争参加等の精神的基体等として存在し、戦後は、戦後補償処理システムの一環として戦死者を合祀し、これを当然視する国民意識を形成してきた。また、旧日本軍に動員されて戦死した韓国人の元軍人・軍属も合祀し（これらの者は、韓国独立により法的にも外国籍となっていて、合祀する必要がないにもかかわらず、韓国併合当時に日本国籍を有していたことのみを理由として合祀した。）、控訴人らの父・兄も控訴人らに秘密裏に合祀し、控訴人らの中絶・絶止の要求も拒絶している。このような行為は、植民地主義を肯定し、かつての植民地支配を正当なものとして受容するよう控訴人らに迫るものであり、控訴人らの父・兄を独立闘争等を討伐した日本人戦没者と共に合祀したことと併せて、控訴人らに甚だしい屈辱感情と甚大な精神的苦痛とを与えるものである。

また、被控訴人国は、戦前日本国籍を有していたはずの韓国人に対する戦後補償等を拒否する一方で、被控訴人婿國神社と協働して合祀を行っている。」

(5) 20頁16行目の「日本国憲法は、」の次に「国際協調主義にのっとり、」を加える。

(6) 21頁11行目の「あり」の次に「(陸海軍が管理し、将官が官司を務めていた。)」を加える。

(7) 22頁3行目の「対して、」の次に「後記④の第3.0.2.5号通知等による組織的な事務態勢に基づいて、」を加える。

(8) 23頁8行目の「支出された」の次に「(合祀事務のための賃金、事務費等も予算計上されていた。)」を加える。

(9) 24頁13行目の冒頭に「侵害行為が強い反社会性を帯び、憲法を頂点とする法秩序に反する場合には、相関関係説の立場から、被侵害利益について不法行為法上の保護が認められるべきである。」を加える。

(10) 25頁1行目の「あるから」を「あり、控訴人らの信仰生活の静謐及び父・兄の慰霊、追悼等についての自己決定権(これらは、不法行為法上の保護が認められる法的利益である。)を侵害するものであるから」に改め、2行目の末尾に改行して以下を加え、3行目の「e」を「f」に改める。

「 e 本件各合祀行為等及び本件情報提供行為が国際法に違反すること

(a) 日本国憲法は国際協調主義を採用しているから(前文、98条2項)、本件各合祀行為等及び本件情報提供行為の不法行為該当性の判断においては、国際人道法、国際人権法等を踏まえるべきである(これらには裁判規範性が認められ、仮にそうでないとしても、不法行為の成否の判断においては規範性を有するというべきである。))。

(b) 国際人道法・国際人権法は、死者尊重の原則から、戦争犠牲者及びその遺族らは伝統、意思や慣習に従って埋葬され、埋葬する権利を有するとし、戦争当事国に対して戦死者の捜索・遺体の収集、遺体・遺品の返還、丁重な埋葬・火葬等、氏

名、身元等の情報記録等の努力義務を課し、遺族は国家に遺体の返還等を要請することができるなどとしているのであり、被控訴人国や宗教団体の死者に対する宗教的行為は、遺族の権利を侵害するものであってはならない（なお、自らの伝統や宗教的儀礼によって葬られることを願うことは、他の自然権と同様、人間の本性に由来する人権であり、死者は、自らは権利主張ができないものの、国家に一定の義務を課すだけの人格は有すると考えるべきである。）。

(c) にもかかわらず、被控訴人国は、上記義務を怠って戦没公報の義務すら否認し（本件情報提供行為により提供された合祀対象者名簿は、死亡の場所と死因の概略が記載されているにすぎない。）、被控訴人靖國神社も、被控訴人国と一体となって一方的に本件各合祀行為等を行い、控訴人ら（父・兄を含む。）の宗教的権利を侵害している。

本件は、控訴人らの父・兄の慰霊、追悼等に係る権利と被控訴人靖國神社の宗教的自由とが衝突する事案と捉えるべきではなく、被控訴人らが国際人道法・国際人権法に違反して控訴人らの上記権利を阻害している事案と捉えるべきである。」

(11) 25頁10行目の「であることからすると、」を「で行われており、」に、11行目の「であって、」を「であること、④本件各合祀行為等及び本件情報提供行為が国際法に違反することからすると、」にそれぞれ改める。

(12) 29頁15行目及び19行目の各「靈魂感」をいずれも「靈魂觀」に、20行目の「そして、被告らの本件各合祀行為等によって、」を「韓国における靈魂觀は、天上に浮遊する靈魂を地上に招き、神体や神位（祭祀（チェサ）において尊崇・拝礼がされる紙牌）に憑依させて祭祀する点では日本と同一であるが、靈魂は単一であって祭祀終了後天上に帰るものと觀念されており（神位は祭祀終了後燃却する。）、靈魂の分祀や祭祀の併存・競合はありえない。このような韓国の靈魂觀に基づく伝統的な習俗は強い規範性を持っており、一種の物権的効力を有するというべきである。ところが、本件各合祀行為等は、後述のとおり、控訴人らの父・兄の靈魂が被控訴人靖國神社の神体に憑依させ続けられてとどまっていることを意味す

るから、」に、22行目の「なっているのであり」を「なり、父・兄の靈魂が上記神体に関じ込められていると観念されるため大きな苦痛を感じているから」にそれぞれ改める。

(13) 34頁1行目の「本件各被合祀者を」の次に「植民地支配の被害者であるにもかかわらず」を、3行目の「意味付けは、」の次に「死者である本件各被合祀者の名誉を毀損するのみならず、」をそれぞれ加える。

(14) 34頁12行目の末尾に改行して以下を加える。

「そして、遺族は故人の死に特別の利害関係があり（相続権、近親者としての慰謝料請求権、祭祀承継権、遺体や遺骨の所有権・管理権等を有している。）、故人の慰霊、追悼等はその遺志を最も付度することができる遺族に委ねられるべきであるから、遺族は、故人の慰霊、追悼等について自己決定権を有し、これは他者の信教の自由に基づく行為に優先する。」

(15) 36頁16行目の「されているが、」を次のとおり改める。

「されている。しかし、寛容とは、宗教戦争を踏まえてジョン・ロックが定式化したとおり、統治者や多数者に強権を戒めて自制を求める実践的な政治的処方箋として近代の根本原則とされたものであり、アメリカ合衆国憲法における政教分離原則も、国家が個人の信仰に寛容であって個人の信仰の自由を妨げないことを意味しているのであって、国家は、特定の宗教色を帯びていないことはもちろん、かつて国家と親和性のあった特定の宗教の他の宗教に対する不寛容が再現しないようにすることが求められる。日本国憲法における政教分離の原則も、これらの系譜に連なるものであり、かつ、国家神道による他の宗教への不寛容を阻止することを中心的狙いとするものであって、寛容論の許否は、軋轢が生じている当事者双方の社会的関係性を踏まえて検討されるべきである。統治者や多数者が少数者に寛容を強ければ非寛容な抑圧になるのであり、かつて国家と結びついていた被控訴人靖國神社による本件各合祀行為等が控訴人らの同意なしに宗教的寛容によって是認されてはならない。

ところが、」

(16) 36頁17行目の「議論は、」の次に「歴史を踏まえない抽象的なものであり、上記とは反対の意味を提示するものである（弱者のみに自制を求め、強者の行為を既成事実化するに等しい。）。例外として挙げる「強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するもの」との限定は狭きに失する。」を、19行目の末尾に以下をそれぞれ加える。

「前述のとおり、被控訴人靖國神社は憲法20条1項が想定する宗教団体には当たらないから、宗教法人であるとの一事をもって控訴人らに宗教的寛容を求めて被控訴人靖國神社に信教の自由を享受させるのは、憲法の解釈を誤るものである。被控訴人靖國神社は、本件各合祀継続行為をする正当な利益を有しない。

死去した近親者の慰霊、追悼等が遺族の意思に沿わない方法によってされた場合に、その被侵害利益を信仰生活の静謐と捉えた上、それは不快な感情にすぎず、直ちに法的利益としては認められないとすることは、近時の保護法益の拡大・多様化の流れに沿わない。人は、宗教上の人格権の一内容として、信仰に関する心の静謐を保持する法的利益を有するのであり、死去した近親者に対して、他者により、自己の意思に反する宗教的方法で慰霊、追悼等がされて、心の静謐が害された場合には、法的救済を求めることができるというべきである。

なお、不法行為法上保護される法的利益とそうでない感情とを区別する基準は、問題となる利益が社会的に認められた法的規範に違反する行為によって侵害されたかどうかである。規範が一定の幅を持っている場合には、その範囲内でされた行為は規範からの逸脱はないから、被侵害利益は感情にすぎないこととなるが、規範の範囲を逸脱する違反行為により合理的な理由なく侵害された利益は、法的に保護されるべきである。」

(17) 36頁21行目の末尾に改行して以下を加える。

「最高裁昭和63年判決は、被合祀者が公務上の交通事故により死亡し、合祀申請も1回されたにすぎない事案に関するものであったのに対し、本件は、植民地

支配を行ってきた加害者である被控訴人らとその被害者である本件各被合祀者及び控訴人ら遺族との関係が問題となる上、被控訴人ら相互間に本件各合祀行為等及び本件情報提供行為に関する強い結びつきがある事案であり、両事案を同列に論ずることは適切でない。」

(18) 37頁7行目の末尾に改行して以下を加える。

「(a) 被控訴人国は、控訴人らに父・兄についての戦死公報もせず、被控訴人靖國神社は、控訴人らに合祀についての意向確認も通知もせず、控訴人らの中絶・絶止の申入れも拒絶しており（絶止の申入れに赴いた控訴人らは、被控訴人靖國神社の要請で出動した警察署員によって排除された。）、本件各被合祀者及び控訴人らを終始無視し、控訴人らに本件各合祀行為等の受容を強要するものであって、控訴人らの意思を抑圧する強制に当たる。

(b)」

(19) 51頁8行目及び10行目の各「棄損」をいずれも「毀損」に改める。

(20) 54頁8行目の「以下「在軍関係」という。」を「(6)ア(イ)において定義した「在軍関係」に改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から7までに説示するとおりであるから、これを引用する（第一審原告 下、同 G、同 H 及び同 I のみに関する部分を除く。）。

1 64頁24行目の「【185】・」の次に「【186】・」を加える。

2 65頁18行目の「【192】」の次に「、甲B35・84頁」を、21行目の「3】」の次に「、甲B35・85、86頁」を、67頁4行目の「4】」の次に「、甲B35・87～94頁」をそれぞれ加える。

3 67頁6行目、13行目及び16行目の各「認定」をいずれも「設定」に改める。

4 68頁19行目の「留意」を「着意」に改める。

5 77頁7行目の「修」を「脩」に改める。

6 78頁4行目の「予定者」の次に「名票」を加える。

7 81頁22行目の「忠魂際」を「招魂祭」に改め、26行目の末尾に「また、控訴人らは、少なくとも被控訴人国の関係者及び被控訴人靖國神社の担当者間においては、本件各被合祀者の合祀の事実及び霊壘簿の内容が共有されていたから、被控訴人らは合祀対象者の氏名等を公表したと認められるべきであると主張するが、控訴人らの主張するところによっては、合祀対象者の氏名等が不特定又は多数の者が知り得る状態に置かれたとは認められないから、控訴人らの主張は採用することができない。」を加える。

8 82頁10行目の「棄損」を「毀損」に改め、22行目の「いうべきである。」の次に「控訴人らは、上記名簿が韓国国内でどのように取り扱われるかを被控訴人国は容易に想定することができたはずであるとも主張するが、上記に説示したとおり、上記名簿が韓国国内で公開されることを前提として引き渡されたというべき事情は認められず、また、被控訴人国において韓国政府が上記名簿をどのように取り扱うか予想すべきであったことを基礎づける事情も見当たらないから、控訴人らの主張は採用することができない。」を加える。

9 83頁10行目の「いうべきである」の次に「(控訴人らは、本件各合祀行為等が控訴人らの名誉感情の侵害行為に当たるかどうかは、韓国社会や国際世論も含めた国際的な見地から、韓国をめぐる近現代史や被控訴人靖國神社の成り立ち等に照らして客観的に判断すべきであり、控訴人らの父・兄が被控訴人靖國神社に合祀されることは、控訴人らにとって主観的感情・宗教的感情に還元し尽くされない愚弄・侮辱に当たるとも主張するが、上記に説示したとおり、本件各合祀行為等が客観的にみて本件各被合祀者や遺族である控訴人らを揶揄し、侮辱する行為であるとはいえないから、控訴人らの主張は採用することができない。また、控訴人らは、本件各合祀継続行為について、事情を知らない第三者には、控訴人らがこれを容認

しているかのように受け取られかねず、そのこと自体、不名誉で精神的な苦痛をもたらすとも主張するが、本件各合祀継続行為が第三者にそのような認識をもたらす内容のものであると認めるに足りる証拠は見当たらないから、上記の主張も同様に採用することができない。)」を加える。

10 83頁23行目の「いべきである」の次に「(控訴人らは、韓国の靈魂観(靈魂の分祀や祭祀の併存・競合はありえないとするもの)に基づく伝統的な習俗は強い規範性を持っている(一種の物権的効力を有する)とも主張するが、この主張の趣旨を踏まえるとしても、それが宗教法人として信教の自由を有する被控訴人靖國神社(後記ウ)に対して法的規範として作用するとはいい難い。)」を加える。

11 84頁23行目の末尾に以下を加える。

「控訴人らは、信仰生活の静謐自体が法的利益に当たり、死去した近親者の慰霊、追悼等が遺族の意思に沿わない方法によってされた場合には、信仰生活の静謐が侵害されたものとして、法的保護が認められるとも主張するが、上記に説示したところに照らし、採用することはできない。」

12 85頁1行目の「①」の次に「「寛容」論の歴史的沿革を挙げて」を加え、2行目の「本件においては」を「本件の事案は、最高裁昭和63年判決の事案とは異なるから、本件には」に改め、12行目の「もの」の次に「であるか、又は本件には当てはまらない論旨を述べるもの」を加える。

13 87頁23行目の「述べたとおりである」の次に「(控訴人らは、概念的な民族的人格権を主張したのではなく、控訴人らの人格が否認されていることにより甚大な苦痛を受け、それがかつての日本による朝鮮(韓国)の植民地支配の問題に由来することから、控訴人らに苦痛を与えた経緯を民族の問題として表現したにすぎないのであり、人格権概念の拡大傾向も踏まえて検討すべきであるとも主張するが、この主張を踏まえたとしても、控訴人らのいう民族的人格権は、控訴人らが主張する他の利益又は宗教的感情等の侵害の有無の問題に還元され、前記認定判断

を左右するものではないというべきである。)」を加える。

14 88頁18行目の「旨」の次に「並びにこのような自己決定権は他者の信教の自由に優先する旨を」を加える。

16 88頁25行目の末尾に改行して以下を加える。

「ケ 補足

(ア) 控訴人らは、被控訴人靖國神社の性格・機能、戦前の韓国併合による朝鮮人に対する人権侵害、控訴人らの被控訴人靖國神社に対する憎悪感情等を強調するとともに、近時の不法行為法分野における保護法益の拡大・多様化（特に、個人の内心面の保護対象化）の流れに鑑み、憲法を頂点とする法秩序及び国際人道法等による法秩序において、控訴人らの主張する利益が法的保護を受けるか検討すべきであると主張する（また、受忍限度論を援用して、控訴人らは受忍限度を超えた被害を受けているとも主張する）が、上記に説示したところからすると、控訴人らの主張の趣旨を踏まえても、本件各合祀行為等及び本件情報提供行為によって法的保護の対象となる控訴人らの権利又は利益が侵害されたということとはできない。

(イ) また、控訴人らは、本件各合祀行為等及び本件情報提供行為は、死者尊重の原則に基づいて死者及び遺族の埋葬等に関する諸権利を定める国際人道法等の国際法に違反して控訴人らの宗教上の権利を侵害するものであるとも主張するが、同様に採用することができない。」

16 89頁6行目の「理由がないことになるが」から94頁22行目の末尾までを「理由がない。」に、23行目の「(5)」を「(3)」にそれぞれ改める。

17 95頁9行目の「は、」から10行目の「各行為」までを削除する。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 村上正敏 (印)
村 上 正 敏

裁判官 内堀宏達 (印)
内 堀 宏 達

裁判官篠原礼は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 村上正敏 (印)
村 上 正 敏